Numazu Fresh News

平成26年度防災エキスパート連絡会議を開催

一災害時の情報収集及び応急復旧対応の強化ー

発信日:2014/9/9

発信者: 沼津河川国道事務所

沼津河川国道事務所では、災害時に防災エキスパートに円滑に業務の要請を行うことを目的として、9月9日に防災エキスパート連絡会議を開催しました。会議には防災エキスパート5名と事務所職員9名が参加し、活発な意見交換が行われました。会議での意見を踏まえ、今後も防災エキスパートとの連携を深めます。

◎中部地方防災エキスパート制度とは

公共土木施設等の整備、管理について専門的ノウハウを持つ防災エキスパートに、災害時の被災状況の把握や応急対策等に対する防災協力活動を進めて頂くもの。

◎防災エキスパートに要請する業務

(協力活動の内容)

第7条 局長又は事務所等の長が防災エキスパートに要請する協力活動の主な内容は次のとおりとする。

- 一 公共土木施設の被災状況のモニター、通報及び災害対応の支援。
- 二 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)に同行した場合における地理案内、被災状況説明等の支援。
- 三 局長と自治体の長が締結している「災害時の情報交換に関する協定」に基づく現地情報連絡員(リエゾン)に同行した場合における連絡業務の支援
- 四 管内自治体の要請による災害復旧事業の支援と技術的助言。
- 五 各種訓練、講習会等の支援。

会議の様子





く会議での決定事項>

- ・災害時には事務所から防災エキスパートに「技術的な助言」が必要となる事項について活動の 要請を行う。(河川・道路の応急復旧工法検討補助、出張所サポート等)
- ・平常時には防災エキスパートは施設点検(防災点検)や訓練に参加する。

記事の詳細については副所長(TEL:055-934-2001)にお問い合わせ下さい。